

需要の増大と相まって生産も順次伸び、量産体制が確立された。森、地藏寺でも年産一五万枚、県全体では一〇〇万枚に飛躍していた。都市部でもこれに参入する業者もあり、需要の伸びる一方の槍笠に対して実用新案権の申請を行い、これが農商務省において登録されるという問題も起ってくる。この結果生産が規制され、森・本山方面の業者は経営不能になるという事態も招いた。そしてこの事件は原産地である森、本山などの町村長を先頭にして実用新案権取り消し運動となって、大きく表面化していくことになる。

道路と開化

四国新道(三二号線) 高知県は四国山地によって瀬戸内との交通を絶たれ、陸の孤島といわれるほどで、経済・文化その他あらゆる面で他県より立遅れていた。明治十八年(一八八五)時の県令田辺良顕は、各地を廻り新道開さくの必要性を説くとともに、根強い反対者を説得し、徳島県令とも連絡をとり、翌年、高知から東領石・大杉・豊永を経て阿波池田に至る幹線道路開さくに着工した。新道は道路巾四間(七・三メートル)で車行にも十分であった。多額の工費はかかったが、十年後の明治二十七年(一八九四)に開通した。

この新道完成によって、高知県の経済・文化の発展は勿論、とくに嶺北地方ははかり知れない多大の恩恵をうむった。

早明浦ダム建設

治山治水

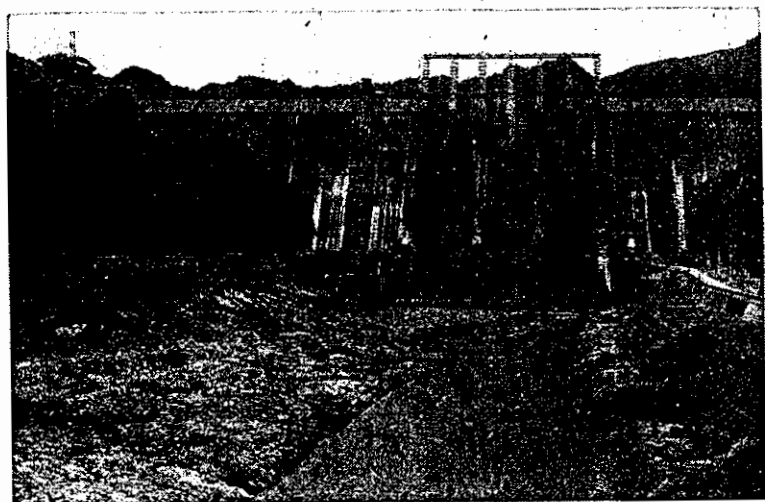
早明浦ダムの建設

昭和四十二年十月二十八日日本工事着工、昭和四十八年三月三十一日完成した早明浦ダムの竣工式は、昭和四十八年十一月十日ダム湖畔のダムを見下す台地で行われた。溝淵増己高知県知事は水源県を代表して感慨深く

このダムの建設には、約四百戸の家屋と総面積八百ヘクタールの土地、山、宅地が水没し、沢山の人が犠牲をうけました。大川村のときは、村の中心部が移転し、村の行政が殆んどこれからどのように運営してゆくかで苦勞されています。勿論このダム建設には、ダムに直接関係ない事業もやっていたいています。その点、建設省や公団に対して厚くお礼を申し上げます。しかし、このダムの貯水量は三億トンという大きさであり、実際に動かす量は八億六千万トンであります。その半分近いものが徳島県に供給され、香川県、愛媛県併せて徳島県の約半分（その三分の二ぐらいが香川県に）供給されるのであります。高知県でいただく水は三千九百万トンで四割であります。この大きな犠牲に対し、多少感情がはさまれるところではあります。（水とともに）

といって、水源県の高知県がはらった犠牲が大きいかかわらず、その代償としてうける恩恵が如何に少ないかを歎いている。

早明浦ダム建設の経緯 水資源開発公団が編集している『水とともに』（昭和五十四年九月号）に「吉野川水系



早明浦ダム

管理と現況と課題」という座談会が特集されているが、そのなかで椎野佐昌吉野川開発局長が「吉野川総合開発の沿革」について述べている。

吉野川全体の水を有効かつ総合的に開発しようとする考えは、昭和十三年の河川統制事業が最初であったようです。この方針にそって、吉野川水系の総合的調査が内務省の手ではじめられることになりましたが、第二次世界大戦の激化によって、中断のやむなきに至り、総合開発計画をたてるまでには至りませんでした。

戦後経済安定本部が中心となって、再び吉野川を総合的に開発する計画が検討されることとなり、昭和二十三年～二十五年にわたって、建設省、農林省、通産省、四国四県、各電力会社の協力のもとに、いわゆる「安本案」とよばれる総合開発計画がたてられました。これが現在の吉野川総合開発計画の原型ともいえるものです。そして昭和二十五年五月、国土を総合的に利用、開発する目的で国土総合開発法が制定されましたが、この法律に基づいて、四国においても四国地方総合開発審議会が二十六年に設立され、四国総合開発計画の検討をはじめました。昭和二十八年には、同法に基づいて吉野川も調査地域に指定され、先の「安本案」も含めて多くの計画案がこの審議会に提出されました。審議会は三十年、こ

れらの計画案を整理検討し一つの案にまとめ「調整試案」として四県に示しました。しかし各県それぞれの考えもあって、審議会も開かれるたびに熱度が下がる状態でした。

この間、経済の高度成長に伴い各地で積極的な産業基盤の整備が進められ、吉野川についても各機関が地道に開発調査を進め、四国自体においても後進性打破のため経済基盤を強くする地域開発の推進が切望されるようになり、吉野川の水を総合的に利用する必要性が生じ、再び総合開発計画樹立への熱意が高まってきました。こうして昭和三十五年四月、四国地方の資源の総合開発を促進するための四国地方開発促進法が制定され、同年七月同法に基づいて四国地方開発審議会が設立されるに及んで、この機運は一段と拍車がかげられ、計画樹立の方向に進むことになりました。その中でも吉野川の水資源開発は中心の柱で、とくに審議会の中に吉野川総合開発部会が昭和三十七年に設立されました。

この部会において、建設省の原案である「早明浦ダムを中核とした総合開発計画」に絞って討議され、数回の部会を重ねて四十一年六月に建設省から提出された最終試案が承認され、さらに各県の議会もこの最終案に賛成の態度を示し、ここに戦後二十年来の懸案であった吉野川総合開発計画もようやく決定された次第です。

この談話で明らかのように、早明浦ダムの建設は「吉野川総合開発計画」の中核をなすものであって、吉野川下流地域の洪水調節と用水補給、発電及び愛媛、香川、高知の三県への分水を内容とする事業の要であった。

早明浦ダム建設事業計画 昭和三十七年当時、吉野川の水資源開発を中心に、四国地方開発審議会の吉野川総合開発部会で討議がかわされるが建設省河川局開発課が案とした「吉野川早明浦ダム建設事業計画書」は次のようなものである。

吉野川早明浦ダム建設事業計画書（抜粋）

建設省河川局開発課

（昭三八・七）

調査

吉野川は、昭和二十四年度から調査が行われているがこの間に各種の開発方式が検討され、それに基づく調査が実施された。なお吉野川は建設省のみでなく農林省、電源開発株式会社等それぞれの立場で調査を行ってきたが、建設省としては昭和三十七年度末までに約五千六百万円をもって、早明浦、岩戸、小歩危、大佐古等の地形、地質調査を実施するとともに水文調査、利用現況調査等を行った。吉野川総合開発事業調査費（年度別）

二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
一〇〇	六〇	八、八一五九一、三三二	二、〇〇〇	四、七八九	一、九一七	二、〇〇〇	四、〇〇〇	
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	計			
五、〇〇〇	五、七〇〇	六、〇〇〇	六、五〇〇	一四、〇〇〇	五六、〇六三			

（千円）

調査概要

地点名 早明浦、岩戸、小歩危、大佐古、宮河内

調査内容 雨量、水位、流量、地形、地質

以上のような数点に関する各種の計画に対する検討の結果、早明浦ダムを中核として計画を樹立するのが有利であることが明らかとなり、昭和三十四年頃から建設省も、早明浦ダムを中心として調査を実施してきた。

事業の概要

(一)治水

吉野川は年間三千ミリメートル以上におよぶ多雨地帯を水源としており、また地理的に台風が頻繁に襲来する経路に直面しているため、年々大きな洪水に見舞われている。これらの流量を確率的に考察して見ると、現計画の岩津に於ける一五〇〇〇立方メートル／秒は超過確率で三十年に一回に相当する。そこで吉野川の計画高水流量を将来の地域開発を考慮して一七、五〇〇立方メートル／秒に増高し、その超過確率を八十年に一回程度にまで高めた計画とし、治水の万全を期することとした。かくして、この計画流量について種々検討を加えた結果、現の河道計画はそのままとし、その超過分二、五〇〇立方メートル／秒を既設柳瀬ダム及び早明浦ダムでカットするのが妥当であることが分った。

(二)発電

ダムサイトに七〇、〇〇〇キロワットの早明浦発電所を建設しダム式発電をおこなうとともに、下流吉野川第一発電所、吉野川第二発電所に対して出力増加をはかる。

(三)分水

吉野川は徳島、愛媛、高知、香川の四県にまたがる大河川で、その豊富な水量のために古来水不足に苦しむ瀬戸内側（愛媛、香川）は勿論のこと、太平洋側（高知）に対する分水の要望は大なるものがある。

そこで、四国総合開発の精神に基き、吉野川の水資源を最も有効に開発利用するため、次に示す下流徳島地域の補給能力を考慮しつつできるかぎり、分水を可能ならしめようとするものである。

四下流補給計画

吉野川下流動については、耕地に対して用水を補給するとともに、今後の地域開発にともなう都市用水の必要量を確保できるようにダムで調整放流しようとするものである。

ダムおよび貯水池

(一)ダム

ダム名 早明浦ダム

位置 左岸 高知県長岡郡本山町吉野

右岸 高知県土佐郡土佐村田井

型式 重力式コンクリートダム

堤高 一〇八メートル（二〇六メートル）

堤長 四二五メートル（四〇〇メートル）

堤頂巾 五・五メートル（六メートル）

勾配 上流面〇・〇七 下流面〇・七二

堤体積 一、二六四、〇〇〇立方メートル（一、一八八、九〇一立方メートル）

越流頂 EL三三一メートル

非越流頂 EL三三八メートル

(一)貯水池

集水面積 直接流域四一七平方キロメートル（内分水流域一一九平方キロメートル）
間接流域四五平方キロメートル（汗見川取水）計四六二平方キロメートル

湛水面積 七・一九平方キロメートル（七・五平方キロメートル）

洪水時最高水位 EL三三六メートル（三四三メートル）

常時満水位 EL三三七メートル（三三一メートル）

夏期制限水位 EL三三五・五メートル

総貯水量 三三九、〇〇〇、〇〇〇立方メートル（三二六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル）

有効貯水量 二二六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル（二八九、〇〇〇、〇〇〇立方メートル）

サーチャージ容量 六六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル

治水容量 七六、〇〇〇、〇〇〇立方メートル

発電容量 一七〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル

利水容量 二二八、〇〇〇、〇〇〇立方メートル

堆砂量 一七〇、〇〇〇、〇〇〇立方メートル

(()) 内数字は完成時

早明浦ダムの建設

町の対応 昭和三十八年四月、建設省は吉野川総合開発部会（四国地方開発審議会）で早明浦ダム建設の方向が確認されたので、早明浦ダム調査事務所を長岡郡本山町吉野に開設して、従来行っていた予備調査から実施計画調査に切替えた。村は土佐村ダム対策本部を設置し、議会にダム対策特別委員会を設け、早明浦ダム建設に伴う諸問題に対処する事にした。そして同年十二月二十五日村議会議決の意見書を建設省始め関係各機関に送付する。意見書は総論で「早明浦ダムが高い社会性及び公共性をもつものであるということは一応肯定するものであるが、若し早明浦ダムが建設される場合及び実現後を予想するとき、吾々と国、吾々と受益者との考え方は必ずしも一致するものではない」として「水没する地元は真に困難な社会問題を抱え、受益は乏しいにもかかわらず、反対に水没しない他地方が永久に莫大な利益を享受する」といっている。そして「早明浦ダム建設によって新産業都市が生成発展し、農工業地帯が振興繁栄し、且つ莫大な洪水被害から解放される地方があるとすれば吾々は衷心欣びとするものである」としながら「矛盾と社会的不均衡を解決し水没者も受益者も亦水没村も受益地域も共にダム建設という一点に同意と納得が得られるよう」にしなければならず、無理おししないでやってほしいといっており、極めて穏便な意見を開陳している。本論は二章に別れているが、第一章では国、県、起業者の責任を示し「水没者の救済乃至は生活再建及び水没地域将来の開発に資する施策」を具体的に示すことを要請し、第二章は補償について、個人補償は「資産の状況本人の年令性能等を見極め、本人の希望を充分尊重して」最善至高の補償を、公共補償は具体的に「公共施設」「土佐村開発」等について数項目の要望を行っている。

議会は当初から早明浦ダム建設を認める前提にたち、それから派生する諸問題、特に公共、個人の補償を関係各機関が地元と充分協議する事を基本的な姿勢として臨んでいたわけである。

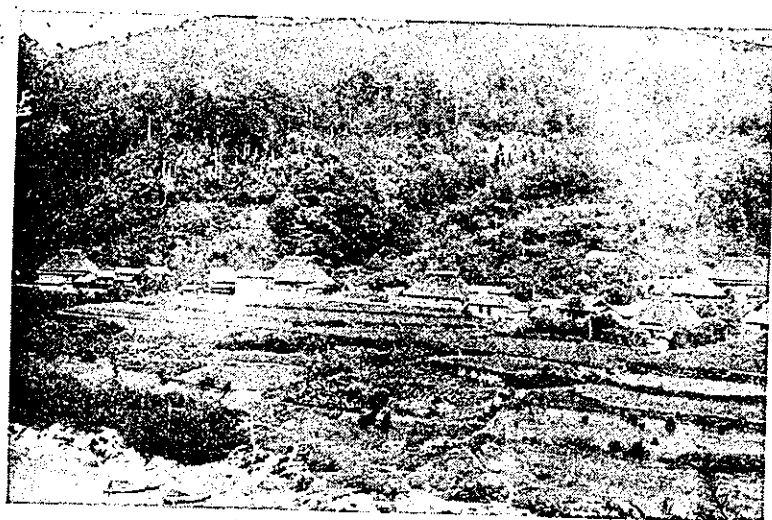
それよりさき同年十月十一日付ですでに村長、議長名で知事あて「ダム建設が総合的な四国の開発を推進するために極めて重要な使命を帯びるものであることについては、一応の理解と認識をもつものである。従って早明浦ダム建設については、国、県において水没者に対する充分な補償がなされ、更に公共施設に対する適正な補償については、地域づくり、村づくりの観点に立って特別のご理解とご協力を賜りたい」要旨以上の様な陳情書が提出されていたわけであるから、議会の意見書はこれを追認したものであったわけである。こうした村と、議会の対応に対してさしたる住民の抵抗もなく、昭和三十九年六月三十日には地元関係者と、調査事務所の間で「ダム建設に伴う調査、測量についての協定書」の調印が行われ、ダム建設に向けて大きく一步を歩み出したわけである。そして昭和四十年四月一日には建設工事に着手する事が出来た。

昭和四十一年六月二十八日再び村から建設省及び県に対して「早明浦ダム建設に関連する重点要望事項についての申入書」が提出されているが、その内容は、個人補償及び公共補償について「議会の意見書」にもられたものをより具体的に列挙しているにすぎない。

かくて問題は個人、公共補償の内容の話しあいに移ってゆく。

個人補償 「早明浦ダム建設事業に伴う損失補償協定」が水資源開発公団と土佐村早明浦ダム対策地区委員会、大川村早明浦ダム水没者対策協議会、本山町早明浦ダム対策吉野同志会の間で、高知県知事及び関係町村長を立会人として調印されたのは昭和四十二年十月二十七日である。「協定書」は補償は「早明浦ダム建設事業に伴う損失補償基準」に従って、昭和四十三年三月末までに各個人の損失補償額を算出して契約を結ぶものとし、その

早明浦ダムの建設



水没した早明浦部落（大正の頃）

際協定の当事者である地元の委員会ないしは協議会は水資源開発公団に対して協力する義務を負われ、また水資源開発公団は「補償実施の進捗に即応して必要な附帯工事及び本体準備工事」に着手する事が出来るものとしている。「早明浦ダム建設事業に伴う損失補償基準」によれば「補償の対象」は「イ、ダム敷及びその上流貯水池敷口、付替道路線 ハ、ダムサイト両岸に施設する仮設備関係敷 ニ、その他関係工事敷」の土地の買収及び地上物件の移転並びにこれに伴う損失であって、一応は昭和四十二年一月一日を基準としている。そして第二章で「土地の買収」第三章で「物件の補償等」について具体的な基準を明示している。この基準の作成は水没地地権者の最も関心のあるところで、村のダム対策本部が重要な役割を果さねばならないところであった。早明浦ダム対策地区委員会はダム対策本部と一体となって基準の作成に努力した。昭和三十九年六月「調査測量についての協定」が行われてから三年余の歳月を要した

公共補償 土佐村長と水資源開発公団との間に公共補償

償の話しあいがつき「早明浦ダム建設に伴う公共補償基本協定書」に調印したのは、昭和四十三年十二月二日であるから、水資源開発公団が本工事に着手（昭和四十二年十月二十八日）してから一年余が経過した時点である。水資源開発公団は同日に「水没三町村のダム工事着工」の同意を得、同月九日から本体工事コンクリート打設を開始している。後昭和四十七年十二月一日ダム本体工事打設終了まで、四年の歳月を要するが早明浦ダム関連の補償問題は一応すべて解決した事になる。

早明浦ダム建設に伴う土佐村関連の公共補償はすべて「公共施設等の項目的補償要領」による事になった。「補償要領」の中で重要なものは「付替道路」を中心とするもので、従来使用していた道路がダム建設に伴い水没するため、使用不能に陥る事から起るものである。「柚ノ木線」（吉野川橋右岸附近から右岸沿いに瀬戸川橋右岸側まで）、「下川線」（下川橋右岸側から右岸沿いに既設道路と連絡するまで）、「ダム古味線」（上吉野川橋下流吉野川左岸において水没する道路）、「一の谷線」（大川村境から瀬戸川左岸沿いに既設道路と連絡するまで）、「上津川線」（上津川橋右岸から右岸沿いに既設道路に連絡するまで）、「南川右岸線」（瀬戸川右岸から右岸沿いに既設道路に連絡するまで）の建設を主として、その他関連橋梁の建設等が含まれている。「その他」有線放送施設、村の管理する公共施設（学校等）、学童用プール等の補償が補完的に列挙されている。

県の対応 昭和四十一年七月二十三日、高知県議会は同年六月二十八日土佐町が「早明浦ダム基本計画（案）」に同意したのをうけて同意議決する。早明浦ダム建設に対応する高知県の態度はこの時決定され、つづいて昭和四十二年一月十日県は早明浦ダム建設計画に関連して発表した「嶺北地域開発基本構想」に基づいて「嶺北地域開発基本計画」を策定発表する。関係町村は計画を積極的に推進するため「高知県嶺北地域開発促進協議会」を結成して体制の整備を図った。

早明浦ダムの建設



湖底にねむる井尻部落中心部

「嶺北地域開発基本計画」は総論と各論に別れ、総論で「計画策定の目的と性格」を明らかにし「開発の基本方針」を示している。各論は「主要施設計画」と「生産計画」に分けなかつく道路の整備計画を中心課題としている。

「計画策定の目的と性格」は「長期的観点」に立って「地域の総合性、一体性を確保しつつ地域住民の生活の安定と福祉の増進」を図るとしつつも「関係諸団体や地域住民の自主的な努力」を望んでいる。そして計画実現は「現行制度事業の積極的な導入」と「公共補償の活用」にゆだねられ、「計画」の「実効性を確保」する特別な財政的裏づけを保障していない。したがって「開発の基本方針」では「交通運輸体系の整備」を第一にかかげ、「地域開発の基盤である道路、林道等は幹線を中心として整備し、地域内外交流の円滑化を図る」として産業の育成強化や、社会開発の推進等をかかげつつも、説得力に乏しく住民の期待をつなぐまでに至っていない。「道路の整備」は国道三三号線、一九四号線の改良舗装、主

治水山治

要県道本川・大川線の改良舗装や高知・本山線を四二年度までに、地域内全線の改良を行うものとしている。また、土佐町関係では「開発状況に際して林道南川・峯石原線の県道編入」の検討、「南越トンネルおよび取付道路」をダム完成時までに開通させる事等が計画に盛り込まれているが、ダム建設工事進捗上直接的な関連を持ち、整備する必要が生じたものを重点的に取りあげ、ダム建設によって大きく影響を及ぼす住民の生活体系、生産体系の整備は、ダム建設が行われずとも当然実施すべき一般行政の分野に属している。

ダム水没 ダム水没のため買収した土地の総地積は七八・五ヘクタール(本山町、大川村を含む)で地目別面積は次の通りである。

地目	田	畑	山	林	草生地	原野	空地	墓地	合計
面積(a)	二、一〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇	一、三〇〇	二二〇	一、二〇〇	一四〇	七八、九五〇	
割合(%)	二・六	一五・二	七八・六	一・六	〇・二	〇・二	〇・二	一〇〇	

水没者は次の一五七世帯六〇四名である。

大測 川村兼福、山中友一、永野春永、森久保芳晴、川村亀生、川村利寛、永野貞一、川村嘉伊治、別役純、山田利幸

早明浦 和田岩吉、和田義元、篠原実、上田茂実、川村努、和田十七、川村清澄、和田植二、川村博俊、川村政春、和田昇

北境 中根貢司、和田勝、和田広喜、津村富夫、和田数猪、和田芳広、川村喜佐代、和田鶴猪、和田栄

古味 川村成禱、和田弥三次、川村智、川村幸雄、川井定次、式地香、川村秋濃、吉川元春、浜口堅一、山下

勝治、伊藤政雄、川村尚子、川村義男、川村要、明神良雄、明神政守、秋山長茂、川村英雄、高橋重子、受川直久、田上四郎、山中袈裟雄

東和田 山中正徳、山中実、和田穂穂、和田楠喜、岡本太郎、高橋砂海、川村虎亀、西村建吾、北田利広、和田兼光、高橋茂信、氏次政太郎、沢田義宗

井尻 和田頼光、山中敏治、山中清、川村繁美、瀬戸丸房子、薦田栄吉、山中恵美子、近藤浅男、和田稔之助、田上岩吉、山中芳隅、林秀雄、沢田義武、近藤昭雄、松村正信、和田富衛、和田隆夫、近藤始晴、馬地末久、川村武雄、山中正尾、鈴木竹一、公文孝夫、川村友春、都築皖重、都築茂、篠春雄、和田英雄、鈴木繁次、川村清美、阿南唯一、下元長人、川上良信、大地義広、上田浅雄、秀平守、長山利行、関田菊子、光国継男、小松崎一水、山中辻雄、和田龍夫

上津川 浜渦利治、桑名丑太郎、永野武亀、川村長清、伊藤光次、宮崎幸一、沢田春喜、佐藤糸恵、田上福松、大尾忠一、川村友衛、矢野繁子、川村三郎、筒井忠男、片岡嘉市、片岡銀次。

柚ノ木 大野茂袈裟、和田定一、伊藤鷹則。

南川 森岡正春、高橋文男、山本征光、工藤とよの、和田己喜子、高橋南海、西村博顕、川田伝喜、伊藤嘉織、村上藤利、和田守利、水野克喜、内田朝光、山中健一郎、伊藤義男、西村初男、山中勝、伊藤勝清、藤本直秀、岩崎福恵、山中晴光、近江甫明、近江徳長、近江善広、山中勲、西村一司、和田知教、和田和佑、山中知一、西村一清、高橋静男

早明浦ダムの建設

災害事故 ダム工事の建設による直接町民と関係ある災害は、昭和四十五年八月台風一〇号のため本體工事中

ダム、直下流右岸が流失して、人家一戸（川村性美）製材工場（山中製材）が被害をうけ、また、原石山の残土処理場の土砂が流失して、相川川が現場から一キロメートル程流出した土砂のため川床を埋没された事である。大型ダンプカーによる原石輸送は檜山から行われたが、これに伴う交通事故は中島で子供の死亡事故一件を数える。

高知分水問題

四国電力が瀬戸川、地藏寺川を分水した発電計画を高知県知事に申請したのは、昭和三十二年十月のことであるが、当時はすでに吉野川総合開発事業の調査が相当進んでいたものとみられ、四国総合開発計画も検討されていた時期である。昭和三十五年四月「四国地方開発促進法」が制定され、昭和三十七年九月吉野川総合開発協議会で早明浦ダムの建設が正式決定される。建設省が当時もっていた「吉野川早明浦ダム建設事業計画書」の中には「高知分水」が総合計画の一環として折り込まれているから、昭和三十九年二月の高知県議会で建設委員長が「高知分水計画を早明浦ダム計画と分離して先行開発を行なわしめる事は至難である旨」を四国地方建設局で確認のうえ議会に報告しているが、当然の結論であった。

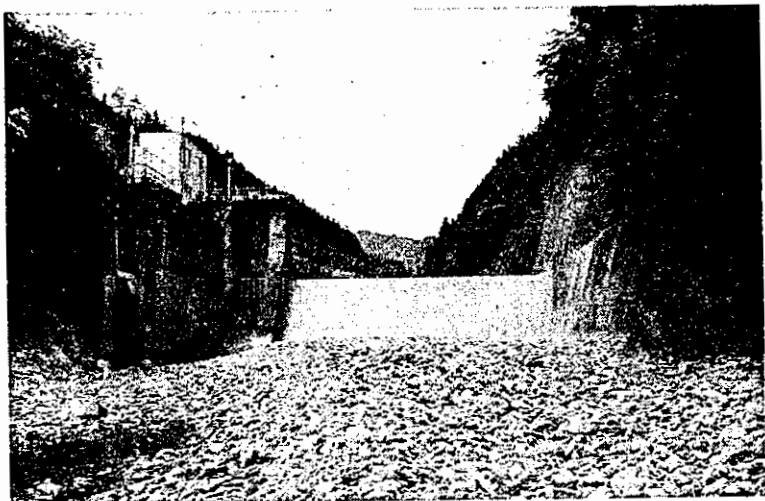
高知分水計画 昭和四十年七月一日建設省は「早期浦ダムの建設に関する基本計画」を発表し、高知分水計画を具体的に明らかにした。それによると新設される瀬戸川ダムから毎秒四〇立方メートル以内の流量を地藏寺川に分水し、さらに地藏寺川ダムから発電及び都市用水として毎秒六立方メートル以内の流量を鏡川に分水するものとされ、発電所は地藏寺（六六、五〇〇キロワット）、鏡川第一（二二、五〇〇キロワット）の二カ所に、都市用水は高知市宗安寺地点で一・二三立方メートル/秒の増加水量を確保するというものであった。

その後この計画は社会情勢の変化によって再三にわたって計画変更され、昭和四十六年八月十六日の「高知分水事業」告示では、発電計画は大巾に縮小され、最大出力三、四〇〇キロワットとされ、地藏寺発電所の建設は見送られる。計画の概要は次の通りである。

吉野川水系、瀬戸川、地藏寺川に新設する取水堰及び連絡する導水路により、吉野川の流水を鏡川に分水し、都市用水（高知市宗安寺地点一・二三立方メートル/秒）を確保するとともに発電（最大出力三、四〇〇キロワット）を行う。

- イ 瀬戸川取水堰 コンクリート重力式、高さ八・六メートル、堤頂長さ五〇メートル、堤体積三、六四〇立方メートル
- ロ 地藏寺川取水堰 コンクリート重力式高さ七・〇メートル、堤頂長さ二八・六メートル、堤体積一、二四〇立方メートル
- ハ 導水路 第一導水路延長四、六四〇メートル内径二メートル馬蹄型
- ニ 第二導水路延長八、六七〇メートル内径二メートル馬蹄型

町の対応 四国電力は昭和四十一年六月、当時安い火力発電や、将来の原子力発電を想定して、水力発電に魅力を失っており「工事施工については、高知県に主導権をもってもらって、高知県で水があるという場合には何時でも着工するつもりである」と極めて消極的なものになっている。昭和四十五年三月の議会では「千キロワット程度の発電所は、地藏寺につくる必要がむしろないではないかという意見である」といっているから、この時点ですでに「地藏寺発電所」の建設は四国電力では見送っていて、同年五月高知県の正式発表となり発電所は穴内川発電所一カ所となる。町はこうした県の動きに対して、昭和四十三年三月の議会では「瀬戸川、高知分水ダム



地蔵寺川取水堰

に関連する地域開発計画事項」を審議する。これは瀬戸川分水ダム対策地区委員会の動きに呼応し「土佐村西部地域開発」に関して検討を加えたものである。昭和四十五年五月高知分水の変更計画が明らかになった時点で、町長は正式に議会の同意も得て「高知分水事業に関連する地蔵寺発電所等に伴う申し入れ事項」を県に提出し、その実施を強く要望する。申し入れ事項は①道路、林道等の改良、新設を県の責任で実施する（県道吾川―本山線、町道平石線、林道有間・坪屋・下瀬戸線、農道下瀬戸線）②新井堰の堤及び用水路改修③平石小学校、南川小・中学校のプール新設④林道有間線の協力費の幹旋⑤防火用水槽の設置等の補償あるいは補償工事の実施を要望したものである。

これに対して県は可能な程度の要望を満す内容の回答を町に与え、事業の円滑な推進に協力を求めてきた。しかし、町長は瀬戸川ダム対策委員会及び議会ダム対策特別委員会とも協議のうえ「高知県知事の責任において実施されるとの確約」を条件に高知分水計画に協力する旨

再度申入れをする。その内容は第一回申入れのものに若干事項が加えられている。即ち①補償は早明浦ダム補償基準を下回らない②新井堰、田井堰の水利権の確保③工場誘致に伴う工業用水の確保④風光を阻害しない⑤適正な漁業補償の五点である。県は「申し入れのとおり」「万全を期する」「主旨にそう」「確保する」等の意志を町に示したが町はなおこれ等の語句に対し、町の解釈をつけ更に県に照会するが県は、町の解釈を全面的に認め「終局的には県の責任において誠意をもって実効の確保を期します」としたので、町は高知分水計画の変更を認める事とした。昭和四十七年三月町議会ダム対策特別委員会と、瀬戸川分水ダム対策地区委員会の合同会議で、高知分水実施計画に基づく事業の立入調査を認める。

地蔵寺川の分水 高知分水計画決定の告示が行われる直前昭和四十六年八月二日「瀬戸川ダム対策井堰協議会、地蔵寺川を守る会」から、町長並びに町議会議長宛に陳情書が出される。要旨は「地蔵寺川流水の分水については、下流関係住民に及ぼす影響が深刻甚大」であるので「地蔵寺川の分水計画」に絶対に承服出来ないというものであった。これをうけて町議会ダム対策特別委員会は連日審議の結果十月二十日付をもって県知事に対して要請書を提出する。「地蔵寺川には、新井堰水利組合の管理する用水路及び田井堰水利組合の管理する用水路（揚水）があり」また「上水道用水、防火用水として利用」されている現状下で「早明浦ダムの建設によって吉野川本流を他県に譲り、重ねてこの地蔵寺流水を樋ノ口堰堤の建設によって永久に失う」ことは忍びないとし、「瀬戸川ダム堰堤のかさ上げ」によって高知分水の目的を達するよう事業計画の一部変更を要請するものであった。県はこれに対して何等の回答をすることなく、昭和四十八年三月既定計画に基づく事業の着工同意を町に要請する。着工同意の要請をうけた町は、県及び中央関係省庁とこれについて協議に入るが「土佐町要望の瀬戸川からのみの取水に関する計画変更については、すでに早明浦ダムは既成し、その構造機能等が定まっており、それ

に関連する基本計画等の変更のための関係県ならびに関係省庁等の同意調整は事実上困難である。したがって、この対策としては、上記趣旨を相互理解のうえ、地元土佐町と県及び起業者との間で、早急に十分な協議を行ない処理することがより妥当である」というものであった。

新井堰用水路及び地蔵寺川の流量の確保対策について町から「地蔵寺川下流から揚水して入蔵附近まで送水すること」が提案され県と協議に入り昭和四十八年六月五日「確認書」を取りかわす。

渇水時（新井堰上流地点における五月から九月までの間の河川流量が〇・四二七立方メートル／秒より〇・六七六立方メートル／秒の場合をいう。）における新井堰用水路および地蔵寺川下流の流量確保対策については、県、土佐町、起業者等関係者が、工法等について調査協議のうえ実施するものとする。

確保流量については〇・二立方メートル／秒とし、土居地区入蔵附近まで送水するものとし、その対策は町の負担を伴わないで、高知分水が行われるまでに措置するものとする。

これよりさき、議会ダム対策特別委員会は五月三十日「高知分水に関する全般的な諸対策及び本件に関連して現在町のおかれている諸情勢も総合的に充分審議検討した結果、もはやこの段階において、地蔵寺川下流流量の確保ならびに新井堰に対する対策及びその他の諸条件の確約が完全履行されるならば、高知分水事業着工同意に踏みきらざるを得ない」という結論を出し、同月三十一日臨時町議会でこれを認めたので、同日町長は「建設工事着手」について同意する旨知事に通知する。

その後、六月十五日水資源開発公団代理人四国電力と公共補償に関する協定書が取りかわされるが、その際、知事との間で高知分水事業完成後の地蔵寺川における水利調整について覚書が取りかわされ、これによって事実上の地蔵寺川下流流量対策は結着をみる事になる。

一、この覚書は、高知分水事業の完成後地蔵寺川筋の渇水により用水不足の事態が生じた場合の水利調整を迅速かつ円滑に行なうことを目的とする。

二、この覚書において「渇水時」とは、かんがい期（五月～九月）における新井堰直上流地点の河川流量が三六・六一〇立方メートル／日（〇・四二七立方メートル／秒）以下となった場合をいう。ただし、この流量は新井堰用水路の必要流量のほか同堰下流の水道その他に充てるべき水量を含む。

三、将来地蔵寺川流域において新たな用水需要が生じた場合は、乙（県）は甲（町）と協議のうえ責任をもって解決をはかる。

四、渇水時において、甲から乙に対しその対策措置の要請があり、乙が用水補給の必要を認めた場合は、高知分水施設の管理者に対し速やかに地蔵寺川への緊急放流を求め、当該管理者はこれを直ちに実施する。

五、前項の緊急放流の水量の基準は、「平石川の分水流域に対応する当該日の地蔵寺川取水堰流入量」とする。（以下省略）

この覚書は高知県企業局、高知市、四国電力、水資源開発公団が立会のうえ取りかわされたものであり、この四者が了承したものである。

高知分水事業は、同年十一月本工事に着手、昭和五十三年十二月工事完了、同五十四年一月十八日竣工式を行

新井堰、用水路の改修

高知分水事業計画を認め、この工事の着工に同意するに至るまでに大きな問題となったのは、「新井堰用水路及び地蔵寺川下流の流量」を如何に確保するかであった。これに関連して新井堰、用水路の改修問題が浮かびあ